

宮代で農業を始めよう!!

～あなたの農業への熱い思いを応援します～

宮代町農業担い手塾



農業担い手塾卒業生の皆さん

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町産業観光課農業振興担当
電話:0480-34-1111(内線262・263)
<http://www.town.miyashiro.lg.jp>

ここがおすすめ！

- ① 豊富な研修コース
(露地野菜・施設野菜・ブルーベリー)・・・P6
- ② 農家が里親。技術指導のほか、機械や倉庫の
貸出もOK・・・P7
- ③ 農業資材等の購入費助成、多種多様な販売ルートの
開拓支援・・・P8
- ④ 塾生1年目に生活費支援・家賃補助として営農研修
奨励金150万円支給(条件あり)・・・P9
- ⑤ 農業経験が少ない方を対象に、入塾前研修を実施・・・P3

上記以外にも様々な方法で皆さんを応援します！



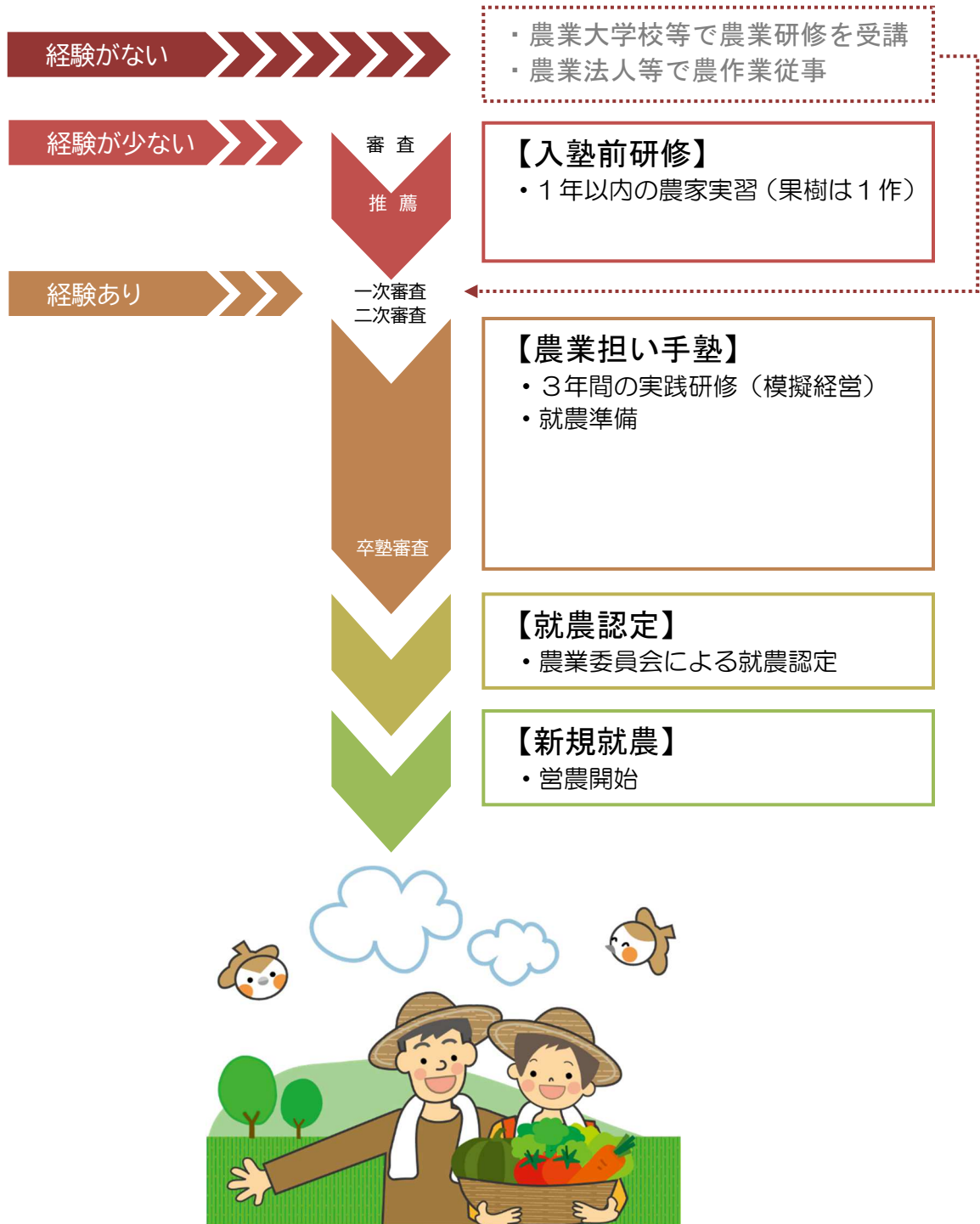
だから・・・

埼玉県内トップクラスの

就農実績 **16名**

就農までの流れ

宮代町では、自らの強い意志で農業を「職業」として選択し、宮代町内で就農を希望する方を塾生(研修生)として受け入れています。担い手塾では、栽培技術や農業経営の実践研修を通して、農業経営者として早期に自立・定着するための支援を行っています。なお、農業経験が少ない方に対しては、里親農家の下で農業実習を行い、宮代町農業担い手塾への入塾につながる入塾前研修制度も設けています。



入塾前研修

1 趣旨

将来、宮代町内で就農を希望する方で農業経験が少ない方を対象に、研修受入農家の下で農家実習を基礎的な農作業の経験を積んで、宮代町農業担い手塾入塾への足掛かりとするとともに、そこで得た知識・経験・技術を担い手塾での実践研修で活かしてもらう入塾前研修を実施しています。

2 研修生について

【対象者】

①新規参入による就農希望者

②町内の農家の子弟（農業経営継承予定者。ただし、親の経営類型と異なる経営を目指す者であること。）

◆応募資格◆

●次の要件をすべて満たす方を募集します。

- ア 入塾前研修受講終了後、担い手塾へ入塾して就農に向けた実践研修を行う意志がある方
- イ 研修圃場への通作が可能で、担い手塾入塾後1年以内に、宮代町内に居住可能な方
- ウ 年齢が概ね55歳以下の方（受講申込時）
- エ 過去の農業経験が少ない、研修期間が短いなど、研修が必要と認められる方
- オ 農作業が可能な体力がある方
- カ 普通運転免許をお持ちの方

3 研修内容と作物について

(1)受入協力農家の下で、基礎的な農作業及び作物の栽培管理・収穫調製等に至る過程を実習（週3日～4日程度）

- 野菜（露地栽培） ○野菜（施設栽培）
- 果樹（ぶどう） ○果樹（ブルーベリー）
- 稲作

(2)町内で農業を行っていく上で必要な地域社会での人づきあいやコミュニケーションづくり

(3)研修期間

1年以内（果樹の場合は1作）

4 研修の停止等

研修生が次に該当すると認められる場合は、研修を停止することがあります。

- ・受入協力農家や地域農家とのコミュニケーションが十分に取れていない場合
- ・栽培技術の向上が見込めない場合
- ・健康を著しく害し、研修を続けることが困難な場合

5 研修修了の認定

研修期間の修了に際しては、研修受入農家が農業担い手塾の入塾候補者として推薦し、担い手塾の入塾審査に進みます。

6 研修生の選考について

研修申請書を受領後、事務局（町産業観光課農業振興担当）と申込者ご本人との面談を実施します。

内容は、申請書類の記載内容に関する確認及び質問、研修受入農家との面談や圃場の見学を行います。

宮代町農業担い手塾

1 趣旨

本事業は、宮代町の農業の後継者不足と増加の一途を辿る遊休農地への対応や、宮代の農業を支え、地産地消の拠点施設である「新しい村森の市場結」の活性化に貢献する人材の育成と確保を行うため、新規就農者及び新規就農希望者に対して必要な支援を行い、宮代町の農業の振興に結び付けていくために実施するものです。

2 塾生について

【対象者】

①新規参入による就農希望者

②町内の農家の子弟（農業経営継承予定者。ただし、親の経営類型と異なる経営を目指す者であること。）

◆応募資格◆

●次の要件をすべて満たす方を募集します。

ア 農業に対し情熱及び忍耐力をもって努力し、継続して積極的に取り組むことができる方

イ 地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる方

ウ 将来にわたって宮代町内で農業経営を行う意志のある方

エ 年齢が満18歳以上57歳以下の方（入塾申込時）

オ 担い手塾を卒業後、農業を主な生活の基盤として、農業に年間150日以上従事し、経営耕地面積20アール以上耕作できる方

カ 1年間農業収入がなくても生活できる自己資金を保有している方

キ 研修圃場への通作が可能な方（概ね片道30分以内）

ク 農業関係機関等が実施する農業研修の受講経験、実家・農業法人等での農作業従事経験、又は市民農園等での栽培経験がある方

3 農業担い手塾研修について

(1) 研修コース及び研修品目

区分	研修コース	研修の特徴
A	露地栽培野菜	●研修圃場で栽培・生産から販売までの模擬経営研修を実施 【品目】・推奨品目及び塾生が作付を希望する品目
B	果樹(ブルーベリー) & 露地栽培野菜	●研修圃場で栽培・生産から販売までの模擬経営研修を実施 【品目】・推奨品目及びブルーベリー
C	露地栽培野菜 & 施設栽培野菜	●研修圃場で栽培・生産から販売までの模擬経営研修を実施 ●栽培施設/灌漑設備(パイプハウス/井戸)を町が整備 【品目】・推奨品目

* 推奨品目について *

☞ 新しい村森の市場結との連携強化による推奨品目（例：売れ筋品目や絶対供給量が足りない品目など、森の市場結が特に出荷を奨励する品目）

(2) 研修の内容

① 実践研修

研修圃場での実践栽培と販売活動(塾生自らが作成する栽培計画を基に、研修圃場で作物の栽培管理から収穫・出荷販売までの一貫した作業を実践します。)

② 座学(勉強会)

野菜栽培等の基礎知識や技術習得のための勉強会や圃場見学会、先進農家視察等を実施します。

(3) 研修期間

3年間

4 支援体制と主な支援内容等について

(1) 支援体制

① 新規就農里親制度による地域密着型の支援体制（宮代独自の支援制度です）

塾生は、農業機械や倉庫等の生産基盤を提供(貸出)していただける農家(生産基盤支援農家)の周辺に確保された研修圃場で実践研修を行い、圃場に隣接する篤農家(農業技術支援農家)が技術的な指導を行います(注)。

(注) ※生産基盤支援農家	農地や農業機械、農業用施設などの生産基盤を貸していただける農家(使わなくなった農業機械などをお借りする代わりに、耕作できなくなった農地の管理や屋敷周りの草刈などに塾生が労務を提供します)
※農業技術支援農家	農業技術を教えていただける農家(野菜の栽培管理や農機具等の使い方などの農業技術指導をしていただきます)

② 新規就農者支援委員会による組織としての支援体制

その他の各種相談、技術支援、販売支援など総合的な支援については、宮代町新規就農者支援委員会で行います(注)。

(注) ※新規就農者支援委員会	宮代町農業委員会、里親農家、新規就農者組合あぐりねっとみやしろ、新しい村森の市場結生産者組合、農業に関する有識者、(株)新しい村、南彩農業協同組合、埼玉県春日部農林振興センター、(公益社団法人)埼玉県農林公社、町産業観光課で構成
-----------------	--

(2) 主な支援内容

研修期間中及び就農後における主な支援内容は、次のとおりです。なお、研修に要する費用の一部を予算の範囲内で支援します。

i 技術指導に関する支援

- ・ 新規就農里親制度に基づく里親農家（農業技術支援農家）による技術指導等
- ・ 農業関係機関、営農指導員等による技術指導及び経営指導
- ・ 定期的な圃場検討会の実施
- ・ 各種農業研修会及び栽培技術研修会等の情報提供及び斡旋
- ・ 農業関係の資格又は免許（例:大型特殊免許<農耕車限定>）取得のための講習会等の情報提供及び斡旋

ii 販売活動に関する支援

- ・ 新しい村森の市場結での販売研修（研修期間中の農産物の出荷販売等による収入は、塾生本人の自己資金となります）
- ・ 森の市場結生産者組合への加入（組合年会費を研修期間中免除）
- ・ 学校給食等への出荷支援
- ・ 多種多様な販売ルート(スーパー等)の開拓支援

iii 農業資材及び農業機械等に関する支援

- 栽培から販売までの直接経費のうち、農業資材等の購入費を予算の範囲内で助成*（ただし、肥料/農薬/種苗/出荷用包装資材を除きます。）

*農業資材等の購入費の助成

☞ 助成額：年間概ね20万円（3年間で45～60万円程度）

主な助成対象：支柱、トンネル支柱、防虫ネット、不織布、マルチ、防風網、防鳥網、遮光ネット、播種機など

- トラクターや管理機等の農業機械の貸出^(注)（燃料費町負担）
- 栽培施設及び設備（研修圃場に整備するビニールハウス、灌水設備等）貸出^(注)
 - ☞（注）農家子弟の方は、トラクター等の農業機械やビニールハウス等の栽培施設・設備を有している場合は対象外とします。

iv 就農認定に関する支援

- 研修修了に際し、新規就農者支援委員会から研修修了認定を受けた場合、町農業委員会で就農認定
- 認定新規就農者制度の活用（青年等就農計画作成支援、青年等就農資金等の制度資金制度の申請手続支援）

v 耕作農地の確保及び農地取得等に関する支援

- 就農時に借り受ける農地を幹旋（原則、研修農場を就農後の耕作農地として継続利用可）
- 町内の未活用農地の情報提供・幹旋

vi 農業次世代人材投資資金制度（旧 青年就農給付金制度）の活用

（※給付要件を満たす場合のみ）

- 就農準備資金（旧 青年就農給付金 - 準備型 - ）〈年間150万円 2年間〉の申請手続支援

vii 就農後の支援

- 研修期間中に町が整備した栽培施設（ビニールハウス等）は、就農後も継続して使用することができます（有償貸与）。
- 里親農家から生産基盤の支援を受けている場合、就農後も継続して里親農家から支援を受けることができます（別途締結する協定書に基づく）。
- 町農業委員会及び農地利用最適化推進委員との連携による、新たな耕作農地の幹旋等を行います。
- 宮代町人・農地プランにおいて「今後の中心となる担い手経営体」として位置づけます。
- （※要件を満たす場合のみ）営農開始資金（旧 青年就農給付金-経営開始型-）の給付

- ・就農後に自己投資によって農業機械や栽培施設・設備を導入する場合には、宮代町独自の補助制度「明日の農業担い手支援対策事業補助金制度」の活用による支援を実施します（補助率 1/2 補助金限度額 250 万円）。
- ・就農後の経営・生産基盤の充実のための農業機械・栽培施設等の導入に際し、「青年等就農資金」を利用する場合、融資手続等を埼玉県との連携により支援します。

viii 宮代独自の支援制度

- ・町外から宮代町内へ転入して実践研修に取り組む塾生に対しては、研修中の安定した生活が送られるよう、実践研修に専念していただくための生活費支援・家賃補助等を目的とした「宮代町農業担い手塾営農研修奨励金」を交付（研修 1 年目のみ。農家子弟の方を除く。）します（要件あり）。

◎月額 125,000 円×12 月=1,500,000 円

5 研修期間中の条件

①地産地消への取組み

- ・農産物の販売においては、積極的に地産地消に取り組むこととし、研修 1 年目から年間売上額の 1 / 3 以上を新しい村森の市場結を通じて販売すること。
- ・「宮代町農業担い手塾営農研修奨励金」を受給している場合、原則として生産した全量を新しい村森の市場結へ出荷すること（学校給食等を含む）。

②住まい

- ・（町外在住者の場合）実践研修開始後 1 年以内に、宮代町内に居住すること。

③栽培方法の指定

- ・研修期間中は慣行栽培を基本とし、有機栽培は認めません。

④事業への積極的な協力

- ・宮代町農業担い手塾の塾生として、町が実施する新規就農者支援事業に積極的に協力すること。

6 研修の停止等

塾生が次に該当すると認められる場合は、研修を停止することがあります。

- ・研修圃場の適切な管理を怠った場合
 - 例) 圃場内及び圃場周囲の除草管理を怠っている。
 - 収穫後又は作付終了後、残渣等を長期間放置している。など
- ・里親農家や地域農家とのコミュニケーションが十分に取れていない場合
- ・作物を計画的に作付けせず、出荷販売していない場合(単に自家消費用としている場合)
- ・栽培技術の向上が見込めない場合

- ・担い手塾の運営に協力的でない場合
- ・健康を著しく害し、研修を続けることが困難な場合

7 研修修了の認定

研修期間（3年間）の満了に際しては、研修修了審査を実施して研修修了の可否を判断します。

担い手塾での研修修了認定の基準は、次に掲げる要件を満たすことが必要です。

- i 研修内容について概ね良好な成績で習得し、実践活動を行ったと見込まれること。
- ii 研修最終年^(※1)の年間販売額が200万円（iiiにおいて年間販売目標額という。）を超えていること。
- iii 年間販売目標額の1/3の額以上を新しい村森の市場結等^(※2)で販売しており、地産地消に積極的に貢献していると認められること
- iv 担い手塾の研修修了後、宮代町内で営農活動を実践できる見込みがあること。

(※1) 研修最終年 研修修了前1年間をいいます(研修修了審査の期日を基準とします)。

(※2) 新しい村森の市場結等 森の市場結店舗での販売のほか、新しい村でのイベント出店や学校給食への供給等を含みます。

8 塾生の選考について

入塾申請書を受理後、事務局（町産業観光課農業振興担当）と申込者ご本人との面談を実施します。

内容は、申請書類の記載内容に関する確認及び質問、宮代町農業担い手塾塾生の研修圃場や卒塾生の圃場の見学を行います。

その後、宮代町新規就農者支援委員会役員による入塾審査(面接審査)を実施し、受入れの可否を決定します。

9 募集期間について

塾生は随時、募集しています。必ず、事前に電話予約の上、宮代町産業観光課農業振興担当まで入塾相談にお越しください。

10 問合せ先

宮代町産業観光課農業振興担当

電話 0480-34-1111（内線262・263）

FAX 0480-34-1093

E-mail nousei@town.miyashiro.saitama.jp